

確約制度の国際比較 ～米国の観点から～

ホワイト&ケース法律事務所・外国法事務弁護士事務所（外国法共同事業）

弁護士 大軒敬子

平成29年6月23日（金）

米国における反トラスト法の執行

□ 司法省（DOJ）

- シャーマン法第1条（取引制限）、第2条（独占化行為）
- クレイトン法第2条（価格差別等）、第3条（排他条件取引）

□ 連邦取引委員会（FTC）

- FTC法第5条（不公正な競争方法、不公正又は欺瞞的な行為又は慣行）
- クレイトン法第2条（価格差別等）、第3条（排他条件取引）

□ 私訴

注）企業結合規制を除く

確約制度に相当する制度

- 司法省（DOJ）の同意判決（consent decree）
- 連邦取引委員会（FTC）の同意命令（consent order）
 - いわゆる裁判上の和解。効率的な紛争解決手段として多用されている。
 - 同意判決・同意命令に対しては上訴できない。
 - その後の民事の損害賠償請求訴訟において証拠価値をもたない。
 - 第三者意見聴取あり。

同意命令・同意判決により終結した事件数

DOJ

	同意判決により終結	それ以外
2011	4	0
2012	5	0
2013	7	1
2014	2	0
2015	4	1
2016*	2	0

FTC

	同意命令により終結	それ以外
2011	1	1
2012	4	1
2013	4	0
2014	6	0
2015	7	1
2016*	4	1

各事業年度における件数を示す。2016年度の件数は2016年4月30日まで。

出典： https://www.ftc.gov/system/files/attachments/us-submissions-oecd-other-international-competition-fora/1606commitment_decisions-us.pdf

司法省の同意判決（Consent Decree）

- DOJ提訴の民事訴訟手続において、原告であるDOJと被告である被疑違反行為者が、予め判決の内容について合意し、当該合意の内容に従った判決を得ることによって、当該民事訴訟手続を終了させるもの。
- DOJ提訴のほとんどの民事訴訟は、同意判決によって解決。

司法省の同意判決（Consent Decree）

- 対象行為：単独行為（排他条件付取引、独占行為など）や一定の協調行為。なお、刑事訴追がなされるハードコアカルテルは対象外。
- 裁判所の承認が必要。
 - 裁判所はDOJの同意判決案が「公益の範囲内」かを判断。
 - 裁判所が承認しなかった案件はほとんどない。

司法省による同意判決の提案等の手続の流れ

- DOJは、提訴に先立ち被告と和解交渉したうえで、提訴とともに同意判決案を提出することが多い。DOJは違反行為があると考える場合でなければ、同意判決案を提案しない。
- DOJは裁判所に対し、①同意判決案と②競争影響評価書（Competitive Impact Statement – CIS）を提出。
- ①同意判決案と②CISは、同意判決がなされる60日前までに連邦官報等に掲載される。その間、第三者が意見を提供できる。
- DOJは、同期間完了時ないし後、第三者意見及びそれに対する回答を連邦官報等に掲載する。
- 同期間完了時、DOJの申立てに基づき、裁判所が同意判決を行う。

司法省の同意判決に含まれる典型的な条項

実体的な事項：

- 被告が被疑違反行為を止めること
- 被告がコンプライアンスの努力を行うこと
- 今後、被告がコンプライアンスの報告を行うこと
- 被告（会社）の記録の検査を認めること、など。

手続的な事項：

- 同意判決の存続期間（たとえば、10年間）など

司法省の同意判決の執行

- モニタリング条項により、執行を担保
- DOJの同意判決違反に対しては、法廷侮辱罪として民事ないし刑事訴訟：
 - 例：アメリカン航空に対し、1994年同意判決違反を理由に3億ドルの民事罰（2004年）

連邦取引委員会の同意命令 (consent order)

- 連邦取引委員会（FTC）による審査の結果、違反行為者に対して審判開始決定書および排除措置命令が通知された後、FTCと違反行為者との間で交渉して合意に達した場合に、同意命令により審査を終了させるもの。
- 同意命令による解決が多い。

連邦取引委員会の同意命令 (consent order)

- 対象行為：単独行為等
- 委員の多数決により同意命令案の承認。裁判所の関与なし。

連邦取引委員会による同意命令の提案等の手続の流れ

- FTCによる審査開始後、両当事者が合意に至る場合には、同意命令の合意（Agreement Containing Consent Order – ACCO）を行う。同時に、FTC担当官は対象事業者に対し、訴状案を提示する。これにより、両当事者は、当該同意命令を裁判所で争う権利を放棄し、同意命令が確定した場合にはFTCにより執行されることに合意することとなる。
- FTCは、ACCO、訴状案、同意命令案、「同命令案の分析」（Analysis of Proposed Consent Order to Aid Public Comment）を公表し、30日間の意見募集に付す。
- FTCは、30日間の意見募集期間後、再検討の後、正式な同意命令を行う。通常、同意命令案から実質的な変更はないようである。

連邦取引委員会の同意命令に含まれる典型的な条項

実体的な事項：

- 対象事業者が被疑違反行為を止めること
- 対象事業者による再発防止のための施策
- 今後、対象事業者がコンプライアンスの報告をすること、など

手続き的な事項：

- 同意判決の存続期間（たとえば、20年間） など

連邦取引委員会の同意命令の執行

- モニタリング条項により、執行を担保
- FTCの同意命令違反に対しては、民事の損害賠償請求ないし差止請求

参考例：司法省の同意判決

- US v. DirecTV Group Holdings and AT&T (2017)

<https://www.justice.gov/atr/case/us-v-directv-group-holdings-llc-and-att-inc>

- US v. Charleston Area Medical Center and St. Mary's Medical Center (2016)

<https://www.justice.gov/atr/case/us-v-charleston-area-medical-center-inc-and-st-marys-medical-center-inc>

参考例：連邦取引委員会の同意命令

- Victrex plc. (2016)

<https://www.ftc.gov/enforcement/cases-proceedings/141-0042/victrex-plc-et-al-matter>

- Intel Corporation (2010)

<https://www.ftc.gov/enforcement/cases-proceedings/061-0247/intel-corporation-matter>

- Concordia Healthcare/Par Pharmaceutical (2015)

<https://www.ftc.gov/enforcement/cases-proceedings/151-0030/concordia-healthcare-par-pharmaceutical>

Our locations



Americas

Boston	New York
Los Angeles	São Paulo
Mexico City	Silicon Valley
Miami	Washington, DC

* Associated firm

Europe, Middle East and Africa

Abu Dhabi	Doha	Helsinki	Moscow
Astana	Dubai	Istanbul	Paris
Berlin	Düsseldorf	Johannesburg	Prague
Bratislava	Frankfurt	London	Riyadh*
Brussels	Geneva	Madrid	Stockholm
Cairo	Hamburg	Milan	Warsaw

Asia-Pacific

Beijing	Shanghai
Hong Kong	Singapore
Jakarta*	Sydney
Melbourne	Tokyo
Seoul	

White & Case LLP
Tokyo

ホワイト&ケース外国法事務弁護士事務所
ホワイト&ケース法律事務所
(外国法共同事業)

100-0005
東京都千代田区丸の内1-8-3
丸の内トラストタワー本館26階
Tel: 03 6384 3300
Fax: 03 3211 5252

In this presentation, White & Case means the international legal practice comprising White & Case LLP, a New York State registered limited liability partnership, White & Case LLP, a limited liability partnership incorporated under English law and all other affiliated partnerships, companies and entities.